

農業後継者特別支援事業実施要領

1 目的

農業高校や県立農業大学校、地域の青年農業者グループが取り組む新たなプロジェクト活動、や将来の農業経営者としての資質向上を促進する。

2 助成対象者

- (1) 県高等学校教育研究会の農業部会に属する高校
- (2) 県立農業大学校の各学部・学科
- (3) 地域青年農業者グループ

3 対象となる活動

- (1) 新規品目、新技術導入等に関する取組
- (2) スマート農業の研究等に関する取組
- (3) 6次産業化推進等に関する取組
- (4) 商品開発や販売戦略等に関する取組
- (5) その他、理事長が特に認めた取組

4 事業実施期間

最長3年間

5 助成限度額

1 プロジェクト当たり	2 - (1)、(2)	100 千円以内
	2 - (3)	200 千円以内

6 事業の申請、決定、実績報告等

- (1) 助成を受けようとする学校、グループにおいては、申請書（別記様式第37号）に次の関係書類を添付し、関係機関を経由して提出する。

- ア 事業計画書 別記様式第38号
- イ 収支予算書 別記様式第10号
- ウ 助成金振込口座の写し
- エ 団体については規約等

- (2) 理事長は、提出された申請書を審査し、適当と認めたときは、決定通知書（別記様式第39号）により申請者等へ通知する。

- (3) 当該事業を実施した助成者は、事業実施年度末までに（事業が複数年度にわたる場合は各年度末毎に）事業実績報告書（別記様式第40号）に次の関係書類を添付し、関係機関を経由して報告する。

- ア 事業実績書 別記様式第41号
- イ 収支精算書 別記様式第13号
- ウ 写真
- エ 領収書の写し
- オ 協会ホームページ掲載用の実績書

7 助成金の返還

当初計画に対して事業が相当程度実行されていない場合や、事業実績報告書等の提出がない場合は、助成金の返還を求めることがある。